



公告第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、公有財産の売却を下記により実施するため、小野町財務規則（昭和 44 年小野町規則第 1 号）第 103 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 28 日

小野町長 村上 昭正



記

1 売却する公有財産

（1）動産 軽消防車両（小型動力ポンプ積載車軽トラック） 1 台

- ① 車 名 （車体色 赤系）
- ② 初年度登録年月 平成 7 年
- ③ 燃料及び排気量 ガソリン 0.65L
- ④ 走行距離 21,656km

2 入札参加者の資格

入札参加者の資格は、次の条件に該当しない法人又は個人とします。

- （1）小野町の公有財産に関する事務に従事する職員
- （2）売買契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人、未成年者（契約締結のために法定代理人から必要な同意を得ている者を除く）又は被青年後見人）及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- （4）町税等の滞納がある者
- （5）その他町長が不適当と認めた者

3 売却の方法

有効な入札を行った者のうち、買受け価格について予定価格を超えかつ最も高い金額で提示した者を売却予定者に決定する。

4 入札の無効

2 において示した入札参加資格を有しない者が行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札及び郵送又は電送による入札は無効とします。

5 設計図書及び公有財産の閲覧並びに入札参加申込書の受付及び入札書の提出について

買受け希望者は、次の閲覧期間内に設計図書及び売却対象の公有財産を確認し、入札条件を熟知・承諾した上で入札参加申込書及び入札書を期限までに同所へ提出しなければならない。

(1) 閱 覧 期 間 令和7年4月28日 から 5月23日まで

※土日を除き、執務時間内に限る

(2) 閱 覧 場 所 小野町役場 町民生活課

(3) 提 出 期 限 令和7年5月23日

6 契約及び代金の納付について

町は、3の売却予定者と公有財産売却契約を締結する。また、予定者は契約後町が指定する日までに一括してその代金を納付しなければならない。

7 公有財産の引渡しについて

引き渡しについては代金の納付を確認後行うこととし、所有権は引き渡し時に移転するものとする。ただし、引き渡す公有財産は、引渡し時点を基準とする現状にて引き渡すこととする。

なお、公有財産の運搬については、売却予定者の負担により行うものとする。

8 入札保証金及び契約保証金について

免除

9 担当課

小野町役場 町民生活課

電話：0247-72-6933 FAX：0247-72-3121